



平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ホロン
代表者名 代表取締役社長 新田 純
(J A S D A Q ・ コード 7748)
問合せ先 取締役総務部長 菅野 明郎
電 話 04-2945-2951

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成27年5月26日の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、改訂箇所は下線で示しております。

記

1. 基本的考え方

当社は、創造性のある製品を社会に提供することにより新たな価値を創造し、人類のテクノロジーの発展に貢献する会社を目指すことを経営の基本方針とすると共に、法令遵守と企業倫理の遵守は企業活動の必須条件であると認識し内部統制システムの整備を図る。

2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、法令及び定款ならびに株主総会の決議を遵守し、取締役が負うべき善良な管理者としての注意を払う義務及び忠実にその職務を行う義務を負う。取締役会は、取締役会において決定した内部統制システムに関する基本方針に従い、取締役が適切に内部統制システムを構築し、それを運用しているかを監督する義務を負う。
- (2) 取締役は、監査役、会計監査人、内部監査部門等の監査による指摘事項に対しては、被監査部門等において一定期間内に適切な改善策をとることとする。
- (3) 取締役は、財務情報その他会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備する。

3. その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制

(1) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書（電磁的方法により記録したものを含む）の保存期間、管理の方法は、文書管理規程に従い情報を適切に保存及び管理する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、リスクマネジメントについて、当社経営におけるリスクの把握、その当社経営に及ぼす影響度、重要性及びその回避策等を審議する。
- 2) 当社は、当社の経営上のリスクの評価及び未然防止対策、緊急事態の把握、当社経営に対する影響の最小化を定めたリスクマネジメントポリシー及びリスクマネジメント規程を制定・施行している。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、各取締役の分掌業務を十分確認したうえで、職務分掌及び指揮命令に関する規程に基づく効率的な業務執行（電子化を含む）を行うとともに、経営情報の迅速かつ適正な把握に努める。

(4) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、内部監査部門による使用人が行う業務の適正、有効性の検証のみに止まらず、法令違反行為の予防、法令違反行為が発見された場合における対処方法及び是正措置を実施するため、コンプライ

アンス規程を改定・施行している。

4. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 監査役が十分な監査を行うために必要な体制を要望した場合には、取締役は当該体制を整備する。
- 2) 当該使用人は、取締役の指揮・命令を受けないものとし、監査役の指示に従うものとする。

(2) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項について、適宜、監査役への報告を行う。
- 2) 取締役は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過及びその結果について、監査役への報告を行う。
- 3) 監査役に報告を行った者は、その報告を行ったことを理由に不利益な取り扱いを受けないものとする。

(3) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(4) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況等について意見を交換し、相互認識を深める。

5. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して従来どおり関係を遮断し、不当、不法な要求に対しては毅然とした姿勢で臨み、決してかかる要求に応じないこととしている。
- (2) 当社は、コンプライアンス規程に基づき、社長を責任者として、反社会的勢力及び団体から不当、不法な要求に屈しない社内体制を構築している。さらに、このような団体、個人から不当、不法な要求を受けた場合、速やかに警察等外部機関と連携し、関係部署が連携、協力して組織的に対応する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 会計基準その他の法令を遵守し、経理規程をはじめとする関連規程の整備により適正な会計処理を行うこと。
- (2) 経営資源（人、物、金、情報）を有効に活用するために、社内外の情報が迅速かつ適切に伝達される仕組みを構築すること。
- (3) 業務プロセスにおいてリスクマネジメントを徹底すると同時に、効率的で透明性のある内部統制の体制を構築すること。
- (4) 一般に公正妥当と認められる基準に従い、内部統制の整備・運用状況の評価を定期的実施し、業務の改善を継続的に行うこと。
- (5) 財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進し、有効かつ適正な内部統制報告書を作成し、関係箇所に提出すること。

「業務の有効性および効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」を前提とする。

以上